

部長及び参事官

殿

所 属 長

交指発第111号

平成28年4月26日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】平成29年2月28日交指発第41号、令和4年5月11日交指発第122号
令和4年9月30日交指発第252号、令和5年2月16日交指発第47号

自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用
制限命令実施要領の制定について（通達甲）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条
第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。
以下「法」という。）第75条の2第2項の規定による自動車運転代行業者に対す
る車両の使用制限命令の要領については、「自動車運転代行業者に対する放置違
反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領の制定について（例規）」
（平成18年5月31日交指発第152号）に基づき運用しているところであるが、高
知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種
別から例規をなくすることに伴い、新たに別添のとおり「自動車運転代行業者に
対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領」を定め、平成
28年4月28日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え道交法」という。）第75条の2第2項の規定による自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令（以下「使用制限命令」という。）を行う場合における処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領について定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 代行運転自動車

自動車運転代行業務を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう（運転代行業法第2条第6項）。

(2) 随伴用自動車

自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう（運転代行業法第2条第7項）。

(3) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人である自動車運転代行業者の使用車両（随伴用自動車を除く。）については、当該法人が車両の使用者として、使用制限命令を受ける客体となる。

(4) 基準日

公安委員会が車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対して放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(5) 放置関係使用制限命令

読替え道交法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは読替え道交法第75条の2第2項又は道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正前の読替え道交法第75条の2第1項（同法第51条の4（同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限る。）の規

定による命令をいう。

(6) 基準代行業

公安委員会が車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該自動車運転代行業者が営む自動車運転代行業をいう。

3 使用制限命令の対象となる車両

自動車運転代行業者が使用する車両について、使用制限命令の対象となるのは、読替え道交法第75条の2第2項に「車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対し納付命令をした場合において」と規定されているとおり、使用者が顧客である代行運転自動車又は随伴用自動車は適用対象外とされていることから、「その他の自動車代行業の用に供される車両」に限られる。

「その他の自動車代行業の用に供される車両」とは、具体的には、次に掲げる車両等であって、外観上は随伴用自動車であってもこれらの行為に伴って行われた違反については、「その他の自動車代行業の用に供される車両で行われた違反」となる。

(1) 社長を送迎するために使用する車両

(2) 自社の宣伝ビラを頒布するために使用する車両

第2 使用制限命令を行う場合における処分基準該当性の判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準

1 処分基準該当性の判断

(1) 前歴の回数の計算（別紙1参照）

ア 前歴の回数は、基準日前1年以内に、当該自動車運転代行業者が放置関係使用制限命令を受けた回数を計算することとする。この場合において、放置関係使用制限命令を受けた回数とは、当該放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数に含まない。

イ 前歴の回数は、アの期間内に当該基準代行業の用に供し、又は供していた車両について当該基準代行業の用に供する間に受けたアの期間内の放置関係使用制限命令の回数を計算するものとする。すなわち基準日の時点では基準代行業の用に供していない車両であっても、当該自動車運転代行業者が基準代行業の用に供している間に放置関係使用制限命令を受けている場合は、当該命令を前歴の回数に含めて計算するものとする。

(2) 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令についての考え方（別紙2参照）

ア 使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令は、基準日前6月以内に、使用者である自動車運転代行業者が受けたもの、すなわち放置違反金納付命令書が使用者である自動車運転代行業者に送達されたものである必要があり、放置違反金納付命令書の送達を公示送達により行った場合は、放置違反金納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされることを考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出された放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外するものとする。

イ 仮納付があった場合の公示による放置違反金納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日後の日に効力を生ずるものとされているが、書面による放置違反金納付命令を行った場合との均衡を考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外するものとする。

ウ 基準日前6月目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令についても、同日以降に使用者である自動車運転代行業者に送達されることがあり得るが、正確な送達時期は確定できないことから、同日以降に発出され、又は掲示を始めた放置違反金納付命令のみを回数通算の対象とするものとする。

2 処分量定基準

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第4条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「読替え道交法施行令」という。）第26条の8に規定する使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両（随伴用自動車を除く。）の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該自動車運転代行業者が基準日前1年以内に放置関係使用制限命令を受けた前歴の回数並びに基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、読替え道交法施行令第26条の8に定める期間の範囲内で、3に定めるところにより、処分を加重、軽減又は免除することができるものとする。

3 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

当該自動車運転代行業者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放

置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で処分期間を加重することができるものとする。

(2) 処分を軽減することができる場合

次のいずれかの事項に該当する場合で、使用者である自動車運転代行業者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共交通力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準代行業の用に供する車両が使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次のいずれの事項にも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、全ての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者である自動車運転代行業者が具体的な再発防止策を提示している場合など、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

(4) 処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっての留意事項

処分の加重、軽減又は免除を行う場合にあっては、被処分者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行うものとし、特に処分の免除の判断は慎重に行うものとする。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮するものとする。

第3 使用制限命令に関する事務処理要領

1 使用制限命令基準該当性の判定

使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）か否かの判定については、当該車両の使用の本拠を管轄する公安委員会と当該車両の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所を管轄する公安委員会

とが異なる場合もあることから放置駐車違反管理システムにより判定することができず、警察庁からの同システムによる使用制限基準該当通報は行われない。

したがって、自動車運転代行業者による放置駐車違反について放置違反金納付命令を行った場合は、放置違反金納付命令に係る事務処理要領の制定について（通達甲）（平成28年4月26日交指発第109号。以下「放置違反金納付命令要領」という。）別記第6号様式の放置違反金納付命令登録票を作成し、放置違反金納付命令を取り消した場合は、放置違反金納付命令要領別記第7号様式の放置違反金納付命令取消登録票を作成することにより、違反を確実に把握し、管理するとともに、当該自動車運転代行業者の主たる営業所を他の公安委員会が管轄する場合には当該公安委員会に対して登録票を送付することとなっていることから、基準該当車か否かについては、交通指導課において把握管理している放置違反金納付命令登録票等により判定するものとする。

2 使用制限基準該当性の確認

(1) 放置違反金納付命令書・使用制限書の確認

基準該当車については、交通指導課において、当該車両に係る放置違反金納付命令書及び使用制限書の写しを取り寄せ、当該基準該当性に誤りがないか確認するものとする。

(2) 基準該当車の現状確認

(1)により、基準該当性に誤りがないことを確認したときは、当該基準該当車の使用者、当該基準該当車の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地等について、変更がされていないか自動車登録ファイル等を再確認するものとする。

3 車両使用制限命令事案報告書の作成

2により、基準該当車について使用制限命令の基準を満たしており、本県内に当該車両の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所があると認められる場合に、交通指導課において、4以降の要領に従い、使用制限命令の進めを進めることとする。この場合において、交通指導課長は、別記第1号様式の車両使用制限命令事案報告書を作成し、事案の処理の経緯を明らかにしておくものとする。

また、使用制限命令の基準を満たさないと認める場合及び当該基準該当車が滅失し、又は使用者が変更されているなどにより使用制限命令を行うことができない場合は、手続を打ち切ることとし、使用制限命令の基準は満たすと認められるが、既に当該基準該当車の使用者である自動車運転代行業者の

主たる営業所が他の都道府県（以下「府県」という。）に移転していると認められる場合は、当該府県に事案を移送するものとする（別紙3参照）。

4 処分量定

交通指導課長は、第2の2及び3に定める基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。

5 聴聞手続

(1) 総説

聴聞は、道路交通法（以下「法」という。）第75条の2第3項において準用する法第75条第5項から第8項まで、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定めるところによるほか、(2)及び(3)により行うものとする。

(2) 聴聞の主宰者

ア 聴聞の主宰者には、聴聞を主宰するに当たり必要な法律その他の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる警部以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の一般職員を指名するものとする。

イ 聴聞の主宰者の指名に関する事務については、交通指導課長の専決事項である。

(3) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞実施の決定、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示については、交通指導課長の専決事項である。

イ 聴聞通知書の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知をされ、又は交通切符による検挙（以下「反則告知等」という。）をされていないかどうかを確認し、反則告知等をされている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるかどうかを見極めるものとする。

ウ 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者である自動車運転代行業者（以下「当事者」という。）に聴聞通知書を送付又は交付したときは、別記第2号様式を受領書を徴するものとする。

エ 聴聞の期日及び場所の公示は、別記第3号様式により行うものとする。

オ 当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第

15条第3項に規定する方法（公示送達）によって行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うこととしても差し支えない。この場合における公示については、別記第4号様式により行うものとする。

6 処分決定

(1) 事務の専決

処分決定については、本部長の専決事項である。

(2) 処分要件の再確認

処分を決定しようとする場合は、処分権者の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消しが行われていないか、再度確認を行うこととし、取消しが行われていて、処分要件を欠くこととなる場合は、手続を打ち切るものとする。

なお、使用制限命令の決定後に、当該処分の基礎となった放置違反金納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されるに至ったとしても、使用制限命令の効力に影響はないこととされている。

(3) 聴聞後主たる営業所の所在地が他府県に移転された場合の取扱い

聴聞後、処分決定前に処分対象車両の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地が他の府県に移転された場合は、当該府県警察に事案を送付するものとする（別紙3参照）。この場合において、別記第1号様式の車両使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を送付するものとする。

なお、他府県の公安委員会から事案の移送を受けた場合は、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行わなければならないことに留意するものとする。

7 処分執行

(1) 処分執行者

処分執行は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する署長が行うこととする。ただし、実情により、交通指導課長が実施することとしても差し支えない。

(2) 処分執行要領

ア 使用制限書の作成

交通指導課長は、処分決定がなされた事案について、別記第5号様式の車両の使用制限書（以下「使用制限書」という。）を作成するものとする。この場合において、使用制限書には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条（聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合については同法及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条）の

規定による教示の文言を記載するものとする。

イ 使用制限書は、命令をしたときに交付するものとされているが、使用制限命令自体は不要式行為であるから、同書の受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響はない。

ウ 使用制限書及び標章の送付

交通指導課長は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する署長に対して、使用制限書及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の15で定める様式の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。ただし、交通指導課長において処分執行を行う場合は、この限りでない。

エ 処分の執行

使用制限書及び標章の送付を受けた署長（交通指導課長において処分執行する場合にあっては、交通指導課長）は、速やかに当該処分に係る車両の使用主である自動車運転代行業者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。

オ 処分執行結果の報告

処分執行を行った署長又は交通指導課長は、別記第6号様式の車両使用制限処分執行報告書を作成することとし、署長にあっては、当該報告書を交通指導課長に送付するものとする。

カ 他府県警察に対する処分執行依頼

対象車両の使用の本拠の位置が他の府県警察の管轄区域内にある場合は、当該府県警察に対し、別記第7号様式の車両使用制限処分執行依頼書に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする（別紙3参照）。

他府県警察から処分執行の依頼を受けた場合は、速やかに処分執行するとともに、その結果を、エに準じて処分執行の依頼をした府県警察に連絡するものとする。

キ 関係記録の保存

処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、処分執行の日から3年間保存するものとする。

処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理し、保管するものとする。

(3) 処分執行の留意事項

ア 被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得て行うことを原則とする。

なお、被処分者が法人である場合は、必ずしも法人の代表者を立ち会わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長など、処分車両の運行について責任を有する者を立ち会わせるものとする。

イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、極力、被処分者等を説得して処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手続に応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函^{かん}するなど、社会通念上、被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章を貼り付けることによって、処分執行を行うものとする。この場合においては、特に、次の事項に留意するものとする。

(ア) 対象車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。

(イ) 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章を貼り付けること及び使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除いた場合は、それぞれ処罰の対象になることを口頭で告げること。

(ウ) 処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

8 運転禁止標章の除去

(1) 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置等を管轄する署長が行うこととする。ただし、除去に関する事務については、実情に応じ、交通指導課長が行うこととしても差し支えない。

(2) 署長又は交通指導課長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有するものであり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合は、当該標章を除去するものとする。

9 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定されたとき及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を別記第1号様式の車両使用制限命令事案報告書により警察庁に報告するものとする。

10 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1) 処分執行時の措置

処分執行を行うときは、運転禁止標章の貼付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章の貼付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにするものとする。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

処分期間中に対象車両が運転されている状況を現認したとき、処分執行時と走行距離数に変化が見られたとき等命令違反（罰則：読替え道交法第119条第2項第5号又は第123条「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」）が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じるものとする。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である自動車運転代行業者であるが、読替え道交法第123条の規定により、当該自動車運転代行業者の代理人、使用人その他の従業者が、当該自動車運転代行業者の業務に関して対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意するものとする。

(3) 処分期間終了時の運転禁止標章の取除きについて

処分執行時に対象車両に貼り付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分執行をした署長又は交通指導課長が担当職員に取り除かせることを原則とする。ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合においては、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることができるものとする。

処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、また、取り除かれた場合は、法第75条第11項違反（罰則：法第121条第1項第10号「2万円以下の罰金又は科料」）として積極的に捜査し、検挙の措置を講じるものとする。

別表（第2関係）

前歴・納付 命令の 回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 大型特殊自動車 重被 ^{けん} 牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車 普通自動二輪車 小型特殊自動車 原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月

(別紙・別記様式省略)